平成２２年（フ）第９０８号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地１　601号棟403号室
債務者　尾藤　祐治
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１２１号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字北百保４番地
債務者　田口　千里
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１４５号
愛知県知多郡武豊町字鹿ノ子田１丁目113番地　ロイヤルリリーフＭ＆Ｓ402号
債務者　リライアブルこと　古木　康博
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１７４号
名古屋市守山区笹ヶ根１丁目614番地　サニーヒルズ釜ヶ洞Ｂ棟103号
債務者　西脇　聖乃（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８８号
愛知県岡崎市田町85番地　シティーハイツ城下町202
債務者　平野　克彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
愛知県碧南市塩浜町１丁目30番地　クラセードル碧南Ａ棟105号
債務者　山本　智恵
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４８号
愛知県岡崎市寿町８番地19　清水荘３
債務者　企画設計室フェニックスこと　清川　誠
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
岡山県総社市門田1255番地　エルディムラポ201
債務者　池内　章紘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
岡山県総社市泉５番地31
債務者　佐々野　剛
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
岡山県倉敷市玉島黒崎3078番地
債務者　重野　裕也
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
岡山県倉敷市西中新田97番地
債務者　木谷　正代
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１４号
岡山県小田郡矢掛町矢掛288番地４　県営住宅Ｂ－１、住民票上の住所岡山県小田郡矢掛町西川面2285番地
債務者　川下　淳二
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
岩手県奥州市胆沢区南都田字糀谷田69番地、旧住所岩手県奥州市胆沢区南都田字片子沢36番地
債務者　千葉　慎二
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３８号
岩手県奥州市胆沢区南都田字糀谷田69番地、旧住所岩手県奥州市胆沢区南都田字片子沢36番地
債務者　千葉佐重子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４０号
岩手県奥州市水沢区姉体町字原ノ下41番地３
債務者　佐藤由利子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４１号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根吉田27番地５
債務者　千葉　和彦
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第４２号
岩手県奥州市水沢区秋葉町97－６　ＳＴパストラル101号室、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区字寺小路27番地７
債務者　佐々木悌子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部